

不適切なサービス管理及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
池田保健所	<p>出勤簿を確認したところ、退勤の記録がないものがあった。本件については、管内出張（宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。</p> <table border="1" data-bbox="543 573 1638 709"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張日</th> <th>未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大阪府中央区</td> <td>令和3年11月10日</td> <td>810円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、出退勤の記録がないものが2件あった。本件については、管内出張（宅発宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。</p> <table border="1" data-bbox="543 932 1638 1119"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張日</th> <th>未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>大阪府中央区</td> <td>令和3年9月28日</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>大阪府中央区</td> <td>令和3年12月1日</td> <td>720円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この内1件については、出張用務前は年休を取得していたが、誤った時間で届出・承認されていた。</p> <table border="1" data-bbox="543 1268 1638 1520"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>(誤) 年休取得時間</th> <th>(正) 年休取得時間</th> <th>実際の勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>午前9時15分から午後2時00分まで</td> <td>午前9時15分から午後3時00分まで</td> <td>午後3時00分から午後5時45分まで</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	大阪府中央区	令和3年11月10日	810円	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	大阪府中央区	令和3年9月28日	720円	大阪府中央区	令和3年12月1日	720円	職員	(誤) 年休取得時間	(正) 年休取得時間	実際の勤務時間	A	午前9時15分から午後2時00分まで	午前9時15分から午後3時00分まで	午後3時00分から午後5時45分まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、出張、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。</p>	<p>未払旅費については、追給を行った。また、正しい年休取得時間となるよう不足分について、年次休暇取得手続を行った。</p> <p>再発防止策として、所内職員に管内出張の申請漏れがないように注意喚起を行い、直接監督責任者が出勤簿エラーを確認することで、チェック体制を強化した。</p>
職員	出張先	出張日	未払旅費額																											
A	大阪府中央区	令和3年11月10日	810円																											
職員	出張先	出張日	未払旅費額																											
A	大阪府中央区	令和3年9月28日	720円																											
	大阪府中央区	令和3年12月1日	720円																											
職員	(誤) 年休取得時間	(正) 年休取得時間	実際の勤務時間																											
A	午前9時15分から午後2時00分まで	午前9時15分から午後3時00分まで	午後3時00分から午後5時45分まで																											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月24日）